

【原著】

大学入学者選抜実施要項とその変遷に関する考察

—新制大学発足時から大学共通第1次学力試験導入までを中心に—

大谷 奨，島田 康行，本多 正尚，松井 亨，白川 友紀（筑波大学）

文科省から通知される大学入学者選抜実施要項の構成，内容，記述などの変遷を経年で確認した。要項は，推薦入試の公認や共通1次試験の導入など入試制度の改編を受けて修正され，その変更により大学や高校が対応する。その結果，職業高校（現在の専門高校）からの大学進学が困難となるなど，高校教育は大きな影響を受けた。一方，高校の学習指導要領の改訂が要項に影響を及ぼす場合もあった。以前の要項の内容やその変更過程についての考察は，今後の入試改善に資するところが少ない。

1 はじめに

本稿は，文部（科学）省が例年示している「大学入学者選抜実施要項」（以下，必要に応じ年度を冠し「実施要項」）について経年で確認しながら，その変遷・変化を整理検討することを目的とする。周知のように，この文書の形式は通知であり，法的な拘束力はないが，各大学が選抜方法を検討する際の実質的なガイドラインとして機能している。

現在，「大学入学共通テスト（仮称，以下「共通テスト」）」の2021年度入試への導入に向けて準備が進められている。1979年に大学共通第1次学力試験（以下，共通1次試験）がスタートしたとき，「実施要項」は項目の追加など大幅に改正された。今回もすでに「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」が文科省から示されており，「実施要項」に大きく手が加えられることが予想される。

ここでは，現在確認できる新制大学発足当初の「実施要項」²⁾から，共通1次試験に合わせて示された「昭和54年度以降実施要項」までを対象として，内容や表現の変化・変遷を整理し，その要因および意義について考察を試みる。とりわけ共通1次試験導入直前の10数年間は激しい受験競争を緩和するために推薦入試の導入や，選抜方法の多様化が模索され，同時に「実施要項」はそれに伴う変更点について言及している。入試改革論議の末に共通テスト導入に踏み切ることになった近年の状況と類似しているともいえる。今回の考察を通じ，今後の選抜制度のあり方を考える上での手がかりを得ることが期待される。

「実施要項」については，臨教審以降の入試制度の変遷について考察する際にこれに触れている論考（大膳2007）があるが，本稿で対象とする時期とは異なっている。また木村ら（2006）は戦後直後から現在までを射程において「実施要項」を検討しているが，主たる関心はそこに示されている「選抜方法」の記述に

見られる原理原則の変遷にある。本稿では，①「実施要項の構成」，②学習指導要領の改正と「実施要項」，③調査書とその様式，④その他の項目に分けて，変化や変遷を分析する。結果的に「実施要項」と高校教育との関係にも考察が及ぶことになるであろう。

なお，本稿では「実施要項」については，主に国立公文書館に所蔵されている簿冊「入学者選抜実施要領」（請求番号：01250～01253）に収められている通知作成の原議書等の公文書を典拠とした。起案から決裁に至るまで，このような文書類には素案に加筆修正が手書きで記入されている場合が多く，正式な通知が定まる過程や，変更のより現実的な理由を推察できる可能性があるからである。また国立教育政策研究所に所蔵されている「実施要項」も補足的に活用した。

2 「実施要項」の構成

2.1 構成の変化

現在，「実施要項」は表1のように「第1基本方針」から「第13その他注意事項」までで構成されている。このうち第1の「基本方針」と次の「入学者受入れの方針」は近年付加されたもので，これら以外の項目については，共通1次試験導入時に通知された「昭和54年度以降実施要項」から順序も含めてほとんど変わっていない（ただし「健康診断」および「備考」が削除されている）。

共通の選抜テストが存在しなかったこれ以前には「国立大学の入学者選抜」「公立大学の入学者選抜」の項目がなく，逆に「第1次試験と第2次試験」の項目が置かれていた。志願者が多数に上ることから独自に予備的選抜を行う大学もあったためである。

現在確認できるもっとも古い「昭和25年度実施要項」には，旧学制と新学制が併存していたため，両者に有利不利が生じないように注意を促す項目や，地方試験会場について言及した「検査場」の項目があった。

また「口頭試問」において面接は原則禁止とされていたが、「昭和 30 年度実施要項」からは必要な場合は実施可能となっている。

表 1 平成 30 年度大学入学者選抜実施要項の構成

第 1 基本方針
第 2 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
第 3 入試方法
第 4 試験期日等
第 5 調査書
第 6 学力検査等
第 7 学力検査実施教科・科目，試験方法等の決定・発表
第 8 募集人員
第 9 出願資格
第 10 募集要項等
第 11 国立大学の入学者選抜
第 12 公立大学の入学者選抜
第 13 その他注意事項

2.2 調査書の「位置」

ところで、各項目に「第」といった序数を冠するようになったのは「昭和 41 年度」からであるが、この際の「実施要項」は全 8 項目で構成されていた。それ以前や今日よりも項目数が少ないのは、選抜に用いる資料とその取り扱いが「第 4 選抜方法（現在の「入試方法」）」に一括されていたためである。

この項目では、「入学者の選抜は、学力検査、健康診断および出身学校長から提出される調査書等の三者を資料とし、合理的に総合して判定する」とされており、以下それぞれの「資料」について解説しているが、その順序は「1 学力検査」「2 健康診断」「3 調査書」となっている。これが翌昭和 42 年度になると、「入学者選抜は・調査書、大学が実施する学力検査および健康診断の結果を資料と」すると改められ、「三者」の順番が入れ替わる。

よく知られているように、この年度の「実施要項」から「入学定員の一部について、学力試験を免除して出身学校長の推薦に基づいて判定する方法によることができる」と推薦入試が公認された。この「昭和 42 年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」原議書には備考として、この要項が「大学入学者選抜方法の改善に関する会議において、昨年 7 月以来、国立大

学協会第二常置委員会（大学入学試験を担当）との 2 回にわたる意見の交換を含め、9 回にわたり慎重な検討の結果」作成されたと記されている。わざわざ「慎重に」と記載しているところから、推薦入試の公認と同時に、入学者選抜全体として高校からの評価を重視する姿勢を示そうとしたのではないと推察される。

なお、選抜資料を「第 4 選抜方法」に含める記載の仕方は「昭和 50 年度」までで、翌年度からは、「第 4 選抜方法」に続いて「第 5 調査書」「第 6 学力検査等」などが独立した項目となっているが、選抜資料の筆頭に調査書が位置づけられているのは現在まで変わらない。

3 学習指導要領と「実施要項」

3.1 学習指導要領改訂の影響

今回検討の対象としている期間内に、高等学校学習指導要領は 3 度改訂されている。一つ目は、1956 年の改訂でこれは同年度から学年進行で実施された。次が 1960 年の改訂であるが、これは 1963 年度から学年進行で実施された。三つ目が 1970 年の改訂で、これは 1973 年度から学年進行となっている。

新制高校については発足時の特色として、総合制、つまり生徒の自主的な授業選択を認めていたことがあげられる。そのため最初の学習指導要領で高校教育を受けていた受験者を対象とした 1958 年度以前の「実施要項」は、大学側に学力試験の出題にあたっては高校の「選択科目制度を尊重」することや「選択科目制度の趣旨に則ること」を求めている。ところが 1956 年の指導要領改訂は、例えば社会科を 2 教科から 3 教科、理科を 1 教科から 2 教科と必修教科目を増加させた。これにより生徒間の履修の違いが少なくなったためか、「昭和 34 年度実施要項」からは、上の「選択科目制度」に対する配慮の文言が削除されている。

1960 年の改訂は、1958 年に改訂済みの小学校、中学校の学習指導要領と同様、初めて告示として示され、法的拘束力のある教育課程の大綱的基準として取り扱われることになる。法的拘束力を持つということは、従前よりも高校における教育内容が均質化することを意味する。この 1960 年改訂の新課程で学習した生徒が高校 3 年生となるのは 1965 年度であり、1966 年（すなわち昭和 41 年）度入試を受ける。そこで、「昭和 41 年度実施要項」を見ると確かに「学力検査」の項目では、「高等学校卒業程度とし、高等学校教育の正常な発達の障害とならないよう、各教科の学習指導要領に準拠して実施するものとする」という文言が前置きされている。学習指導要領内での出題を求める

文言は、「昭和 30 年度実施要項」においても確認されるものの、すでに小中学校の指導要領が告示として明示されていることもあり、昭和 41 年度以降は、大学に対してこれまで以上に強く高等学校学習指導要領の範囲内での出題を促すことが可能となったといえるであろう。

1970 年の改訂は進学率の上昇といった高校教育の「大衆化」³⁾に伴い、必修科目を減らす一方、教科目を多様化した点で特徴的であった。この改訂の適用を受けた高校生が 3 年生になるのは 1975 年度であり、「昭和 51 年度実施要項」がこれに対応する。必修教科・科目の削減に対応するため、文部省は前もって 1972 年 12 月に「高等学校学習指導要領の改訂に伴う昭和 51 年度以後の学力検査実施教科・科目の範囲について」を通知している。そこには「多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮し」、「調和の取れた人間形成と受験準備の負担軽減をあわせ考慮し…従来の 5 教科 5 科目ないし 9 科目原則を、必修教科・科目を中心とした 5 教科 5 科目ないし 6 科目原則に改めた」とある。指導要領の改訂に伴い、文部省は「実施要項」を通して大学側に軽減措置を求めたのである。

3.2 旧課程への配慮

学習指導要領の変更は、異なる教育課程の履修者が同じ入試を受験するという状況を生む。それに対して「実施要項」が示す配慮について確認しておく。

1956 年の改訂指導要領で教育を受けた高校生が 3 年生となったときに通知された「昭和 34 年度実施要項」の原議書の裏面には「高等学校旧課程卒業者が受験できるように規定した」とある。具体的にそれは、「旧課程による卒業者が受験できるように出題すること」という指示となって表れる。とりわけ指導要領の改訂で科目名やその内容が変更となった社会科や数学については、旧課程の科目を出題するよう求めている。この措置は翌「昭和 35 年度」版にも踏襲された後、「昭和 36 年度実施要項」からは「廃止され、新課程による出題一本となった」。即ち、経過措置は 2 年間だったことになる。

ただ、昭和 34 年度版の原議書に残っている経過措置を定めた文書案には、「~~昭和 34 年度は旧課程による卒業者が受験できるようにするため前号(3)によるほか~~ [については] 次のように~~暫定措置をと~~ [すること]と加除訂正が加えられており(取り消し線は原文のまま。また [] は担当者がその後に加筆した箇所を示す。)、当初原案段階では措置期間を 1 年限りとするか、少なくとも単年度ごとに措置の継続につ

いて再検討することが想定されていたと思われる。

しかし 2 年間という措置期間は其後の学習指導要領改訂の際にもほぼ同様に受け継がれた。1960 年改訂では昭和 41 年度、42 年度の「実施要項」が「共通の問題のほか、いくつかの問題を新教育課程によるもの、旧教育課程によるものに区分して選択解答させるなどの配慮が望ましい」と措置する一方、42 年度の「実施要項」は同時に、「この措置は、原則として昭和 42 年度限りとする」と述べている。1970 年改訂も同様で、昭和 51、52 年度「実施要項」では旧課程の卒業者が不利にならないよう配慮を求め、この配慮規定は「昭和 53 年度実施要項」では削除されている。

なお、1960 年の改訂も 1970 年の改訂も教育内容の科学化、現代化を志向しており、旧課程履修者にとって新課程からの出題のみでは不利になることは明らかであった。そのため旧課程用の別問題を用意するという配慮が求められることになるのだが、その際「新教育課程による高等学校卒業者は、旧課程による問題を選択解答することができないものとする」という逆流を防ぐ歯止めも当然ながらかけられることになる。

3.3 専門学科への配慮

ところで、1980 年代までは学習指導要領が改訂されるたびに、高校間格差が広がり、その中で工業高校や商業学校、農業高校などの地位が低下していったことはよく知られているところである。「実施要項」において、このような職業高校(現在の専門高校)はどのように取り扱われていたであろうか。

戦前の中等教育機関は中学校、高等女学校、実業学校などであるが、戦後教育改革はこれらをすべて新制高校として取り扱った。このため旧制中学校や高等女学校から衣替えした普通高校からも、実業学校の系譜を引く各種の職業高校からも等しく入学者選抜に参加が可能となっていなければならないはずである。

実際「昭和 25 年度実施要項」は普通高校と職業高校のカリキュラムの違いに配慮し、「農、工、商(経済)、水産、家政等に関する学部又は専門学校ではその関係科目とそれ以外の教科のいずれかを組合せ、選択解答し得る方法をとること」と定めていた⁴⁾。具体的には、例えば数学に対して簿記会計などのように、一般教科を専門教科で代替できる措置を求めていた。

このような配慮はその後の「実施要項」でも確認できる。「昭和 30 年度実施要項」では、学力検査は、5 教科について実施すると前置きした上で、「農、工、商(経済)、水産、家政等に関する大学学部、学科…では上記の社会、数学、理科の 3 教科に職業又は家政

等に関する科目を加え受験者に選択解答し得る方法をとること」と述べている。

直後に 1956 年学習指導要領改訂があるが、この配慮規定は存続し、「昭和 37 年実施要項」ではさらに、「高等学校職業教育課程出身者が不利にならないよう出題に特別な考慮を払う」として、「職業科目の出題については、職業課程出身者が普通課程出身者に比し不利にならないよう特に考慮するものとする」という一文が加えられた。実際にこのような配慮を受けてどの程度職業高校の志願者が大学に進学できたのかはわからないが、大学進学希望者が増大しつつあるなかで、普通高校と職業高校との進学面での格差の発生を防ぐ姿勢ととらえてよいであろう。

しかし、次の 1960 年改訂学習指導要領の適用を受けた高校生が受験期を迎えた「昭和 41 年度実施要項」では対応に変化が現れる。先の職業高校に対し配慮を求める「不利にならないよう特に考慮する」という文言自体は「従来どおり」残るものの、文末は「職業又は家庭に関する科目を加え、専門教育を主とする学科卒業の受験者に選択解答し得る方法をとることもさしつかえない」と改められている。「さしつかえない」という表現は実質的に、職業高校に配慮するかしないかの判断を大学に任せることになっているという点で、重大な変更と言わなければならない。

この 1960 年の学習指導要領は、一般教科である社会科、数学、理科に所属するいくつかの科目を A・B 科目として区分して教育課程を編成することが可能となっている点で、能力主義的色彩の強いものであった

(B 科目は A 科目よりも単位数が多く、従って学習範囲も相対的に広範で学問志向であった)。一方でこの改訂は、興味や適性、進路に応じた高校教育の提供を理念としていたのであるが、大学進学希望者が増え、また職業科目や A 科目を排除することが大学側に許されるのであれば、進学に有利な高校へ希望者が傾き、結果的に高校間格差や、普通科と職業科の格差が生じることになる。その後の職業高校の位置づけを変えたという点で、「昭和 41 年度実施要項」は大きな意味を持っていたといえよう。

4 調査書の取り扱い

4.1 様式の変遷

調査書については、新制大学発足当初から提出を求めており、例えば「昭和 25 年度実施要項」では「入学試験の結果は筆答試験と身体検査及び出身学校長から提出される調査書の各成績を総合して決定すること」とされており、選抜資料の一つとして位置づけられて

いる。その様式の変遷について確認しておく。

表 2 は「昭和 24 年度実施要項」(未見)とは別に示されていた調査書の様式である。当初の調査書はこのように「1. 氏名」から「9. 進学適性検査成績」までの 9 項目で構成されていた。添付の「調査書記入上の注意」によると、調査書の作成にあたっては「教職員会あるいは進学指導委員会等の会議を経て」「個人的主観にとられるようなことのないように注意すること」とされている。

この調査書で特徴的なのは、「4. 性格調査」を「社交性」「成功性」など全 9 項目にわたって 5 件法で記入できるようになっていることであろう。これについては、「心理的にみた特質を示すためのものであるから、徳性上の価値判断を加味しないように」と客観的な評価を求めており、この注意に加え具体的な「性格調査の尺度」が別添されている。

翌年、この調査書には修正が加えられている。まず「性格調査」については、「もっとも高い」から「もっとも低い」で記入する 5 件法は変わらないが、「社交性」を「社会性」に変えるといった言葉の修正、「計画性」を廃する代わりに「創造性」「親切」を追加するといった項目の入れ替えが行われている。

また、当初「教科成績」については、秀・優・良・可・不可(または五・四・三・二・一)で単に教科ごとの総合成績を記入させるようになっていたが、「昭和 25 年度実施要項」が示す調査書は、この総合成績の加え、「目標別」の成績を記入するようになっている。例えば国語については「理解しながら早く読む能力」「文学の理解と鑑賞」「書く事によって効果的に自己を表現する能力」「話す事によって効果的に自己を表現する能力」という観点別の成績記入欄が設けられている点で特徴的である。

これ以降で調査書の様式について確認できるのが、1954 年 8 月に決裁された「昭和 30 年度大学等入学者選抜に際して使用される調査書の形式について」(通知)である。このとき、「教科成績」に変えて設けられた「教科学習成績の発達」欄では学科目が空欄となっており、各学科目の成績を 5, 4, 3, 2, 1 の 5 段階で目標別に記入するようになっている。また、現在も用いられている「学習成績概評」欄がこのとき設けられ、A, B, C, D, E の 5 段階で「少なくとも最終学年の成績段階は必ず記入」して、備考欄に、その学年の成績段階ごとの人数を「なるべく正常分配曲線に準じて」記載するよう求めている。「学習成績概評」の 5 段階評価については、「格付け」問題として数年にわたって論議されていたようであるが⁹⁾、「昭和 32

表2 「新制大学及び旧制専門学校等入学者選抜に要する調査書について」(発学571号 1948年12月23日)で示された調査書の様式

調 査 書

1. 氏名 (姓・名)		昭和 年 月 日生	昭和 年 月 日 卒業	本籍 父兄の住所
2. 教科 学 年 学 年 教 育 学 年		身 長	体 重	胸 囲
3. 身体検査結果		学 年 学 年 項 目	学 年 学 年 項 目	学 年 学 年 項 目
4. 性 格 調 査		1. 社 交 性 性 2. 成 功 性 性 3. 協 調 性 性 4. 人 を 敬 敬 する 態度 5. 統 率 性 性 6. 責 任 感 性 性 7. 独 自 性 性 8. 計 画 性 性 9. 仕 事 の 持 続 性 性		
5. 履 学 中 の 異 動		6. 進 学 適 性 検 査 成 績 A B C 計		
7. 履 学 中 の 活 動 状 況		8. 在 学 中 の 活 動 状 況 9. 進 学 適 性 検 査 成 績		
8. 在 学 中 の 活 動 状 況		9. 進 学 適 性 検 査 成 績		

年度実施要項」からは「高等学校における3ヶ年の総合成績」を記入することとされた。

一方、当初の「性格調査」は昭和30年度からは「個人的、社会的、公民的発達」と改められ、「行動的特徴、例えば判断力、創造力等について特記すべき事項について記入する」自由記述欄とされた。1950年代半ばまで、調査書の様式については試行錯誤が重ねられたといえるであろう。その後しばらく調査書の様式は微調整程度にとどまるが、「昭和41年度実施要項」では大きく変えられている。

4.2 生徒指導要録の改訂と推薦入試の導入

先にこの変更は学習指導要領の改訂によることを指摘したが、新学習指導要領の実施と同時に高等学校指導要録も改訂されている。指導要録は調査書作成の基本となるものであることから、「昭和41年度実施要項」では調査書にも変更が加えられた。「各教科・科目の学習の記録」にはあらかじめ専門以外の教科目が記入されており、単位数と評定を記入するようになっており、現在の形式に近い。

また「個人的、社会的、公民的発達」は「行動および性格の記録」に改められ、「自主性」「責任感」「公共心」など13の項目について学年ごとに評定するようになっている。これらの項目は、新しい指導要録の「行動および性格の記録」に対応している。要録にはA、B、Cの3段階で記載するようになっているが、調査書にはAとCについてのみ記載し、その理由も述べることとされている。他にも新しい調査書には「健康の記録」が新設されているが、これも指導要録に同様の項目が設けられたことに連動しており、確かに「高等学校生徒指導要録の改訂にともない、調査書の様式を改めた」ということになる。

ただ、この年度の「実施要項」は同時に「調査書は…重要な資料であるので、選抜に当たっては調査書を重視…することが望ましい」と述べて新様式の調査書の積極的な活用を求めている。さらに、成績段階Aの生徒中、「とくに成績優秀で高等学校長が責任をもって推薦できる生徒については㊦と標示するよう希望することができる」と述べており、翌年の推薦入試の公認につながる側面もみえる。

実際には以前から私立大学は推薦入試を導入しており、国立でもすでに実施に踏み切る大学が見られていた。推薦入試は1967年度入試から実施可能となったというよりも、文部省は徐々に容認しつつあると解釈できるような「実施要項」を示しておき、「昭和42

年度実施要項」で最終的に推薦入試を追認したというべきかもしれない。その意味で、調査書の行動や性格に関する記載を自由記述から、選択式にしたことは、結果的に、受験機会の増加により増える高校側の調査書作成の労力の軽減につながる変更ともいえ、推薦入試公認の文脈に置いても違和感はない。これに、5段階の成績概評と平均評定の対応表を掲載した「昭和47年度実施要項」が加わることによって多面的評価のための体制が整えられていったといえる。

5 その他の変更

5.1 「身体検査」「健康診断」

その他、「実施要項」を通覧して気づいた点について述べておく。まず、「実施要項」において学力検査、調査書と並んで、長く選抜の資料とされた「身体検査」または「健康診断」についてである。「昭和25年度実施要項」には「身体検査は結核性及び伝染性疾患につき留意してこれを実施し、その他学習上支障がないと認められる場合は一部故障のある者でも不合格としないように留意すること」とある。この表現は「昭和30年度実施要項」にも基本的に受け継がれ、一見健康上の理由をもって修学を拒むことのないよう呼びかけているように見えるが、佐々木(1991a)によれば、大学によっては志願者の1~4%が身体検査で不合格となっていたという。「昭和41年度実施要項」では「結核性のものについては留意し、…その他の疾病異常についても留意することが必要であるが、学習上支障がないと認められる場合には、そのみによっては不合格としないように」と改められている。しかしこの表現は、例えば色覚異常といった障害を理由に入学を拒む根拠となってしまう可能性もあろう。

伝染性疾患の問題が克服されるにつれ、このように障害を持った受験生への対応が課題となってくる。

「昭和49年度実施要項」には「身体障害のある志願者については、その能力・適性に応じた学部等への進学のを広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること」という一文が「注意事項」に掲載される。「健康診断」の項目も「昭和54年度実施要項」では「履修に耐えない…又は…集団生活に適しないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定すること」と健康診断によって不合格とすることは極力避けるように求めている。佐々木(1991b)は医学関係学会などの働きかけがこのような改善を促したと指摘しており、社会的な動向が「実施要項」に影響したという見方もできる。なお、健康診断の項目

は、「平成 18 年度実施要項」以降削除されている。

5.2 参考資料の添付

「昭和 43 年度」および「昭和 44 年度実施要項」の原議書にはそれぞれ巻末に、「大学入学者選抜に関する各種の判定資料の利用について」「大学入学者選抜方法について」と称する巻末資料が添付されている。能力開発研究所が行った追跡調査をもとに、個別学力検査、能研テスト、調査書とも単独では弁別性が弱い、入学後の成績には調査書と能研テストの結果がよく反映されるといった結果が記述されている。その上で、調査書の活用の際に懸念される学校差については能研テストの結果で補正できること、綿密な学力検査を行うため能研テストの結果で 2 倍程度まで 1 次試験で絞り込みを行っても合格者が見落とされる危険性はきわめて少ないと述べている。

タイミングとしては、推薦入試公認直後であったこと、この時期の「実施要項」ではその推薦入試を行う場合、選考の資料として能研テストの結果を用いることを推奨していること、また能研テストが廃止された翌年度の「実施要項」原議書からはこの種の参考資料がなくなっていることを考えると、添付には能研テストの定着をはかるねらいがあったと思われる。しかし、「実施要項」は選抜方法改善のために有用な入試研究の成果や知見を各大学伝達する経路として用いることもできるということを示している点で、「参考資料」の添付という方法は注目してよいであろう。

6 おわりに

「実施要項」は大学入試の制度改革に伴って内容や記述に変化が見られるが、高校教育の改革によっても大きく影響されてきた。教育課程の変更が、受験科目や試験内容の再検討を求めてくることは容易に想像がつく。一方、結果的には能力主義を高校教育に持ち込むことになってしまった 1960 年の改訂であったが、生徒の興味や関心、適性に即した教育の提供と進路の実現を目指す側面を持しており、それに基づく指導要録の改訂が、調査書の様式にも反映していたことを知る大学関係者は少ないであろう。大学全入時代と言われて久しく、またそれに伴い高校教育の変容が大学教育のあり方に大きく影響するようになった。「実施要項」は大学全体を対象として示されるものである。今後はいっそう高校教育の現状に基づいた対応を大学側に求めていくことが予想されるのである。

「実施要項」の主要な部分である調査書について、「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係

る予告」は、2020 年度に実施される共通テストを軸とした大学入試改革を見据え、その改善について言及し、すでに新様式案も示している。しかし共通テスト導入から数年を経ずして新しい高等学校学習指導要領が学年進行で実施され、2025 年度入試にはその適用を受けた高校生が大学を受験することになる。各教科における主体的・対話的な学びや、「総合的な探求の時間」の活動の成果を適切に入学者選抜に反映させるためには、さらに調査書の様式についての再検討が必要となるであろう。

その点で、当初の調査書では教科の成績を観点別に行うことが試みられていたこと、性格の記録を項目ごとに行う様式となっていたことは、今後の調査書のあり方を考えていく上で注目してよいであろう。学力を多面的に評価しようとする場合、高校から伝え得る情報が評点のみではいかにも弱い。その項目立てが妥当であるかについての論議は必要であるが、観点別評価は検討されてもよいのではないだろうか。

一方、性格や行動などの記録については、現状では最終学年の学級担任に任されている。そこでの書きぶり、すなわち担任教諭の文章力が受験生の可否に関わってくるのはいかがなものかという意見も仄聞する。これもどのような性格や特性を項目として示すのかという問題が残るものの、教師の記述力に左右されない選択式といった方途を考える必要があるかもしれない。

なお、今回用いた原議書には、しばしば「この実施要項は・大学入学試験研究協議会で承認されている」あるいは「大学入学者選抜方法の改善に関する会議の了承済」といった記載が見られる。「実施要項」の最終的な発出元は文部（科学）省であるが、その形成過程に関わったアクターとそれらが果たした役割の解明については今後の課題である。

注

- 1) 中央教育審議会大学分科会大学教育部会（第 31 回）議事録（2014.11.14）で、文科省側は、委員からの「（要項は）法律上は拘束力はないという位置付けなのでしょうか。」という質問に、「法律上の拘束力はございません。」と回答している。
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/1357777.htm>（2017 年 10 月 16 日）。
- 2) 現在入手しているもっとも古い「実施要項」は 1950 年度のものである。新制大学制度がスタートした 1949 年度の本体部分については確認できていないが、1948 年 12 月 23 日に示された「新制大学

及び旧制専門学校等入学者選抜に要する調査書について」（国立教育政策研究所所蔵）に添付している調査書の様式は把握しており、今回の考察でも資料として用いている。

- 3) 秦政春「進学率を指標とした高等学校格差の分析（I）—15件の比較を中心に」、『名古屋大学教育学部紀要』, **22**, 237.
- 4) 引用中、「専門学校」とあるが、これは当時まだ存続していた旧制の専門学校を指す。通知名も便宜上他年度のものとしそえたが、正しくは「昭和二十五年度新制大学及び旧制専門学校等への入学者選抜実施要項」である。
- 5) 例えば読売新聞は、「ABCDE五段階…の格付けに対し、日教組、全高教、全国高校長協会などに反対の意向が強いため文部省では…延期することに決定」したと報じている（1954年11月25日）。

参考文献

- 木村拓也・倉元直樹(2006)。「戦後大学入学者選抜における原理原則の変遷—『入学者選抜実施要項』「第1項選抜方法」の変遷を中心に—」, 『大学入試研究ジャーナル』 **16**, 187-195.
- 倉元直樹(2015)。「大学入学選抜における高校調査書」, 『教育情報学研究』 **14**, 1-13.
- 佐々木享(1991a)。「大学入試における身体検査(2)」, 『大学進学研究』, **13(3)**, 70-73.
- 佐々木享(1991b)。「大学入試における身体検査(3): 大学入試における色覚異常者の扱い」, 『大学進学研究』 **13(4)**, 66-69.
- 大膳司(2007)。「戦後日本における大学入試の変遷に関する研究(1): 臨時教育審議会(1984~1987年)以降を中心として」, 『大学論集』 **38**, 337-351

付記

本研究はJSPS科研費、課題番号16H02051の助成に基づく研究成果の一部である。